

福島県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、大規模災害の発生時において、避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）において高齢者、障がい者等要配慮者を支援する福島県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(事前協定・登録等)

第2 チームの派遣に協力する施設を所管する法人、福祉施設、事業所、又は医療機関等（以下「協力法人等」という。）は、「福島県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書」（様式第1号）を県に提出する。

2 県は、協力法人等と「福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」（様式第2号）を締結する。

3 前項により県との協定を締結した協力法人等は、別表に掲げる資格を有する職員、又は職種から「福島県災害派遣福祉チーム員予定者登録簿」（様式第3号）（以下「予定者登録簿」という。）を作成して県に提出し、県はそれを登録するものとする。また、チーム員の派遣に際し、提供可能な車両についても記載するものとする。

4 協力法人等は第3項により提出した予定者登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県に提出するものとする。

5 チーム員の登録については別に定める要領により行うものとする。

(派遣基準・派遣期間等)

第3 県は、県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるものと認められる規模の災害（大規模災害）が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、県が派遣する必要があると認めたときに協力法人等に対しチーム員の派遣を要請するものとする。

2 県は、県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から県に対してチームの派遣要請があり、かつ県が派遣する必要があると認めたときに協力法人等に対しチーム員の派遣を要請するものとする。

3 チームの派遣期間は、原則として災害の初期とする。

4 派遣期間については、県が、県内にあつては派遣先市町村と、県外にあつては派遣先都道府県と調整の上決定するものとする。

(派遣要請)

第4 県は、第3の派遣基準に基づき、協力法人等に対し、チーム員の派遣を要請する。

派遣要請は、「福島県災害派遣福祉チーム員派遣要請書」（様式第4号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を後日行うこととし口頭により要請することができる。

2 協力法人等は、県から派遣要請があつたときは、速やかに派遣の可否を判断し、その結果を県へ報告し、派遣が可能な時は、チーム員を派遣する。

3 県は、チーム員の派遣に当たっては、前項の派遣可能なチーム員で構成するチームを編成するも

のとする。

(チームの構成及び移動手段等)

第5 県は、第4第3項に規定するチーム員の編成に当たっては、次のとおりとする。

- (1) チーム員は、1チームにつき4～6名程度で構成することを基本とする。ただし、状況に応じた構成によりチームを編成できるものとする。また、編成にあたっては、複数の協力法人等で行うことができるものとする。
 - (2) 県は、チーム員の中からリーダーを指定する。リーダーは、チームを統括する。
- 2 県は、チーム員の派遣に伴う移動手段等について、チーム員を派遣する協力法人等と協議の上決定するものとする。

(活動内容)

第6 チームは、派遣先市町村（県外の場合は県又は市町村）の指示の下、次の活動を行うものとする。

- (1) 避難者等の福祉ニーズ把握
避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握する。
 - (2) 要配慮者のスクリーニング
緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。
 - (3) 要配慮者からの相談対応
要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
 - (4) 介護を要する者への応急的な支援
避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。
 - (5) 避難環境の整備
避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整し、避難環境を良好に保つ。
- 2 チーム員は、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 チーム員は、活動に当たっては、市町村災害対策本部や関係機関から派遣される医療救護班等及び他機関との情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。
- 4 チーム員は、第1項及び第2項に掲げる活動を行う場合、自らの安全の確認等を行いながら、事故若しくは二次災害の防止に努めなければならない。

(活動報告)

第7 チーム員の活動中及び活動が終了した場合は、その活動状況等について、「福島県災害派遣福祉チーム活動報告書」（様式第5号。以下「報告書」という。）により県に報告する。

(役割分担)

第8 この要綱における各団体等の役割は別に定めるところによる。

(費用負担等)

- 第9 チーム員の派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。
- 2 前項以外のチーム員の派遣に関する費用については、別に定める。
 - 3 県は、チーム員の活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は県が負担する。
 - 4 県は、チームの構成員を派遣した協力法人等に対し、第1項及び第2項の費用を支払うものとする。

(協議会の設置)

- 第10 県は、平時からのチーム員の活動を支援するための体制づくり、チーム員の養成及びチーム編成に係る活動可能者の県への推薦等を円滑に行うため、県内の職能団体・事業者団体等及び県関係各課で構成する「福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）」を設置するものとする。

(研修及び訓練等)

- 第11 県は、チームの活動に必要な知識等の向上を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第12 チームの設置及び運営に関して入手した個人情報については、協力法人等及び協議会の構成団体における個人情報の保護に関する規程や倫理綱領等に基づいて適切に取り扱うものとする。

(補則)

- 第13 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

別表（第2関係）

区分	名称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、 理学療法士、作業療法士
職種	医療ソーシャルワーカー、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、 生活支援員、地域包括支援センター職員
その他	特に知事が認めた者

(様式第1号)

福島県災害派遣福祉チーム派遣協力申出書

年 月 日

福島県知事 様

所在地 _____

法人又は施設名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

福島県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第2の規定に基づき、福島県災害派遣福祉チームの派遣について、協力することを申し出ます。

記

施設名	所在地	連絡先	連絡責任者 氏名	派遣可能者(注1)	
		1 電話番号 ----- 2 FAX 番号 ----- 3 電子メール		資格・職種名	実人数

(注1) 派遣可能な資格・職種名と実人数を記載すること。

1人の人が複数の資格・職種を有する場合は、すべての資格・職種名を記入すること。

(注2) 行が足りない場合は適宜追加すること。

(様式第2号)

福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

福島県（以下「甲」という。）と（法人又は施設の長）（以下「乙」という。）とは、福島県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「チーム設置要綱」という。）に基づき、福島県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1 この協定は、大規模災害発生時において、チームを避難所、福祉避難所（高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、要配慮者を支援することを目的とする。

(登録簿の作成)

第2 乙は、所属する職員のうち、チームの構成員（以下「チーム員」という。）として派遣可能な者について、福島県災害派遣福祉チーム員予定者登録簿（チーム設置要綱様式第3号。以下「予定者登録簿」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の予定者登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(派遣要請等)

第3 甲は、要綱第3条の派遣基準に基づき、避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、原則として福島県災害派遣福祉チーム員派遣要請書（チーム要綱様式第4号）により直接又は事務局を通じて、乙に対してチーム員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からチーム員の派遣要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人員数等を甲に報告するとともに、甲の指示に従いチーム員を派遣するものとする。

3 甲が乙に要請するチームの派遣先は、原則として福島県内とする。ただし、福島県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲にチームの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、福島県外の地域への派遣を要請することができる。

(活動内容)

第4 乙が派遣するチーム員は、避難所等において次の活動を行うこととする。

(1) 避難者の福祉ニーズ把握

避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握する。

(2) 要配慮者のスクリーニング

緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。

(3) 要配慮者からの相談対応

要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

(4) 介護を要する者への応急的な支援

避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

(5) 避難環境の整備

避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整し、避難環境を良好に保つ。

2. チームは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

3. チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班及び他機関と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

4. チームの構成員は、第1項及び第2項に掲げる活動を行う場合、自ら安全の確認等を行いながら、事故若しくは二次災害の防止に努めなければならない。

5. チーム員は、乙の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5. チームが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6. チーム員の避難所等への移動手段については、原則として、乙が確保する。

(活動報告)

第7. 乙は、チーム員の活動が終了した後、その活動状況等について、原則として福島県災害派遣福祉チーム員活動報告書(チーム設置要綱様式第5号)により甲に報告するものとする。

(補償)

第8. 甲は、チームの業務に関連する事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担)

第9. 甲の要請に基づき乙が派遣したチーム員の派遣費用(以下「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

2. 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助費の支弁対象となる場合、災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

3. 前号に掲げる場合以外の場合、甲が別に定める。

(定めのない事項等)

第10. この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第11 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2-16
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙 住所
法人又は施設名、代表者

(様式第3号)

福島県災害派遣福祉チーム員予定者登録簿

法人又は施設名 _____

連絡責任者 _____

(電話番号) _____

(FAX番号) _____

(電子メール) _____

(チーム員予定者)

番号	施設名	所在地	職種	(連絡先) 電話番号
			氏名	電子メール

(提供可能車両)

番号	施設名	所在地	車種 (車両型式)	登録番号	備考

(様式第4号)

福島県災害派遣福祉チーム員派遣要請書

年 月 日

(法人又は施設名) 様

福島県知事

福島県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第4及び福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定に基づき、下記のとおり福島県災害派遣福祉チームのチーム員の派遣を要請します。

記

番号	災害名	活動予定地 (市町村)	職種	氏名	摘要 (登録番号)

(担当)

(所属)

(連絡先)

